

サンダーバードは再びマカーの地に舞い降りるのか？

——マカー捕鯨の歴史、現状および課題——

浜 口 尚

Abstract: On May 17, 1999, the Makah of the Olympic Peninsula in Washington State harvested a gray whale after a 70-year hiatus. The Treaty of Neah Bay, which was concluded by the United States government and the Makah in 1855, guaranteed the Makah the right to harvest whales. In exchange, the United States government acquired most of the Makah's land. However, on December 20, 2002, the United States Ninth Circuit Court of Appeals placed a ban on Makah whaling until the completion of legal reviews under the National Environmental Policy Act and the Marine Mammal Protection Act. First, this paper considers the sociocultural significance of whaling for the Makah. Next, it critically analyzes the Ninth Circuit Court's decision and examines possible ways for the Makah to resume whaling legally. Lastly, this paper looks at the barriers that the Makah must overcome to resume whaling, and concludes that there likely will be many difficulties before a second whale is harvested.

彼はサンダーバードとして知られていた。彼が翼を羽ばたかせれば雷鳴が轟き、瞬きすれば稲妻が走った。彼は鯨を食べて生きていた。かつて大嵐があり、マカーは出漁できなかった。嵐は何日も続き、マカーには食べ物が多かった。ある朝、マカーは浜辺で1頭の鯨を発見した。それはサンダーバードが捕殺し、人々の食料として置いていったものであった。村人は喜び、鯨とサンダーバードを称える歌を歌った (Firestone and Lilley 2005: 179-180)。



図1 「マカー・インディアン・ネーション国旗」¹⁾
サンダーバードが鯨を掴んでいる姿が描かれている。

はじめに

1999年5月17日、月曜日の朝、第51回国際捕鯨委員会年次会議に参加するためカリブ海の島国グレナダに向かっていた筆者は、乗り継ぎのために滞在していた米国テキサス州ダラス＝フォートワース空港内にあるハイアット・リージェンシー・ホテルの一室でCNNを見ていた。画面では、ヘリコプターが背後を飛び交う中、迷彩服に身を包んだ中年太りの男がなにやら早口でまくしたてていた。今となっては何を語っていたのかは思い出せないが、その男の顔はそれから幾度となく日本のメディアでもお目にかかるようになった。和歌山県太地町においてイルカ類追い込み漁の仕切り網を切断し（浜口 2005）、南極海では日本の鯨類捕獲調査船に故意に自船を衝突させ（石川 2011: 179 図 54）、東日本大震災およびその後の大津波の被害を受けた岩手県大槌町では「魚1匹救出した」と自慢するなど²⁾、言いたい放題・やりたい放題の反捕鯨団体を率いているあの男である。

「とてもよい銃殺であった。人道的で効果的であった。マカーは立派な仕事をした」と検死した獣医師は語っている³⁾。迷彩服の男が早口でまくしたてていたのはこのことであった。そう、その朝、米国ワシントン州オリンピック半島最西端の保留地に暮らすマカーが1920年代後半以来、70数年ぶりにコククジラ1頭を仕留めたのであった。2日前の土曜日、その男が率いる反捕鯨団体などがマカーの鉆打ちを妨害し、捕鯨を失敗させていた。翌日曜日、捕鯨の失敗に気をよくした彼らは保留地に近いリゾート施設でパーティーを開いていた。その情報を得たマカーの捕鯨関係者は、反捕鯨団体のメンバーは翌日は酔いつぶれていると確信し、月曜日の早朝、夜明け前に出漁、反捕鯨団体の妨害を受けることなく、コククジラの捕殺に成功したのであった（Dougherty 2001）。男が激怒するのも無理はない。アルコール類の販売が禁止されている保留地に暮らす先住民に見事にしてやられたからである。

それから、13年経った2012年5月21日、米国海洋漁業局（National Marine Fisheries Service）は2008年から検討中であったマカー捕鯨にかかる「環境衝撃度報告書」（Environment Impact Statement）草案の破棄と新草案に向けて現在考慮中のマカー捕鯨の実施形態にかかる予備的代替案へのパブリック・コメントの募集を官報に告知した⁴⁾。その結果、マカーによる2頭目の合法的な捕殺はまた遅れることになった。捕鯨阻止に失敗した反捕鯨団体などが訴訟大国、米国において次々とマカー捕鯨の差し止めを求める訴訟を起こし、その影響が今も続いているのである。

本稿の目的はマカーにとって捕鯨のもつ意味を再考し、捕鯨再々開に向けて筆者なりの見解を提示することである。本稿を通して、反捕鯨大国・米国の本土（48州）内に捕鯨文化の再生を求めて苦闘（悩）している先住民が存在していることを読者各位に認識していただければ、筆者としては幸甚である。



図2 「マカー保留地」⁵⁾

1. マカー捕鯨の歴史

マカーは米国ワシントン州オリンピック半島最西端にある米国政府が定めた保留地（中核地面積 46.5 平方マイル [120.44 km²]、飛び地 719 エーカー [2.91 km²]、これに加えて無人の小島 2 島）を中心に生活を営む先住民（インディアン）であり、2010 年時点の人口は保留地内住民 1121 人、保留地外住民 1512 人である（Renker 2012: 60–61）。言語学的にはマカー語はヌーチャヌス語、ディティダート語と共にワカシャン語族、南ワカシャン語グループを構成しており、マカーとヌーチャヌスは捕鯨の伝統を共有している（Coté 2010: xiv, 16）。

マカーと非先住民（白人）との記録されている出会いは 1788 年、英国人貿易商の船がマカーの生活圏内にある小島沖に停泊したのが始まりとされ、1792 年にはスペインが現在のニアベイに砦を設けている（4 か月間で放棄）（MCRC 1987: 66）。非先住民（白人）との接触が始まった 18 世紀後半のマカーの人口は 1500～2000 人と推定されているが、非先住民（白人）がもたらした天然痘、麻疹、チフスなどの伝染病により人口は激減した（Coté 2010: 47, 217 note 22）。

後述する『ニアベイ条約』（2. 1. 参照）締約後に保留地内に設けられた学校に教師として赴任したスワンの調査によれば 1861 年の人口は 654 人（Swan 1870: 2）、1941 年から 1942 年にかけて保留地内でフィールドワークを実施したコルソンによれば 1942 年の人口は 357 人であった（Colson 1953: 296）。同じく 1949 年夏にフィールドワークを実施したミラーは 1949 年の人口を約 500 人としており（Miller 1952: 264）、第二次世界大戦後もそれほど人口回復が進んでいない事実が非先住民（白人）のもたらした伝染病による生活（生命）破壊の大きさを物語っている。

1. 1. マカーと鯨とのかかわり

本稿冒頭に掲げた「サンダーバード伝説」はマカーと鯨とのかかわり、少なくとも「寄り鯨」⁶⁾の食利用を示唆している。また、この伝説に加えてそれ以上にマカーと鯨とのかかわりを具体的に示しているものも存在する。それはマカーの旧居住地オゼット村遺跡からの出土物である。

オゼット村は少なくとも過去 1500 年間居住されており、遺跡全体から鯨骨 3402 個が出土し、種レベルでは 873 個が同定され、その内訳はコククジラ 441 個 (50.5%)、ザトウクジラ 406 個 (46.5%)、セミクジラ 20 個 (2.3%)、ナガスクジラ 6 個 (0.7%) となっている (Huelsbeck 1988: 1, 4 Table 1)。また、いくつかの脊椎、肩甲骨と 1 個の上顎骨、中顎骨に貝殻製の銛先の断片が突き刺さったものも発見されている (Huelsbeck 1988: 6)。一方、同遺跡から出土した動物群の推定重量比は、鯨類 87.9%、鯨類を除く海洋哺乳類 8.1%、魚類 3.3%、貝類 0.4%、陸生哺乳類 0.2%、鳥類 0.1% となっている (Huelsbeck 1988: 8, 9 Table 6)。

これらの考古学的事実を総合すれば、オゼット村に住んでいたマカーは 1500 年以上、鯨とのかかわりがあり、捕鯨に従事し、鯨類はきわめて重要な食料資源であったことがわかるのである。もちろん、漂着鯨の利用や座礁鯨を銛で突き捕ったこともあったであろうが、死後すぐには沈まないことが確認されている鯨類はホッキョククジラ、セミクジラ、マッコウクジラの 3 種のみとされており (大越 2008: 313)、同定された鯨類の 97% を死後海中に没するコククジラとザトウクジラが占めているという事実から、全てが寄り鯨の利用であったとは考えられないのである。

1. 2. マカー捕鯨の実相

ここでは民族誌を参考にして、19 世紀後半までのマカー捕鯨の実相をみしてみる。

マカーが用いた捕鯨用のカヌーは一本のシーザー材をくり貫き、舳先と艫をはめ込んだチヌーク型カヌーである (Waterman 1920: 9)。その全長は 36 フィート [11 m] とされている (Pascua 1991: 44)。チヌーク型カヌーの使用はワシントン州の全海岸域およびバンクーバー島西岸域の大部分を特徴づけており、バンクーバー島西岸域に居住するヌーチャヌス系の人々が製造したものである (Waterman 1920: 9-10⁷⁾)。

この捕鯨カヌーには 5 列 8 人が乗組む。舳先 (1 列目) にはリーダーとして捕鯨活動を統率する銛手 1 人、2 列目右舷側には銛打ち後、浮きを銛綱に繋ぎ、海上への投げ入れを担当する浮き番 1 人、左舷側には鯨の死後、水没を防止するために海中において鯨の口を綱でくりつける潜水手 1 人、3 列目右舷側には銛綱を操作する銛綱番 1 人、左舷側には浮き番 1 人、4 列目右舷側には見張り 1 人、左舷側 1 人⁸⁾、艫 (5 列目) に舵取り 1 人である (Waterman 1920: 41, 44, 48 Fig 14)。

銛手は鯨が潜水に備えて頭を水中に入れた瞬間を見計らって 6 フィート [1.8 m] 程度の距離から貝殻製の銛先のついた長さ 16 フィート [4.9 m] の銛を鯨に打ち込む (Waterman 1920: 41, 43)。銛打ち後、近隣のカヌーに銛打ちの合図が発せられ、協力して鯨の捕殺が実行される。鯨の陸揚げ後、経験豊富な年長者が鯨体を計測し、最初の切れ目を入れる (Waterman 1920: 46)。頭と背びれの間の部分「鞍部」(saddle) が最重要視される部分であり⁹⁾、通常は一番銛を打ち込んだ銛手のものとなる (Swan 1870: 21)。この鞍部は最初に鯨体から切りはずされ、ワシの羽毛で装飾を施された後、一定期間、陳列棚の上に展示される (Waterman 1920: 46)。次に鞍部の後

ろの細長い部分が最初に捕殺協力した他のカヌーの乗組員に分配され、これに加えて下顎部、舌、胸びれなどが捕殺協力した他のカヌーの乗組員に分配される (Waterman 1920: 45)。この捕殺協力への褒賞分配が終わった後、銚手は鯨体の残部をふさわしいと考えるやり方で分配し、銚手自身は尾部を取る (Waterman 1920: 45)。このような鯨産物の慣習的な分配が捕鯨文化の一側面を構成しているのである。

マカーは脊椎と内臓を除いて鯨体全てを利用した。脂皮と鯨肉は食用に供され、腱はロープ、ヒモなどに利用された (Swan 1870: 22)。また、脂皮から製造された鯨油は魚の干物などを浸して利用する油として非常に価値があった (Waterman 1920: 45)。魚の干物は長期保存するために天然の脂分が除去されており、鯨油に浸すことによって干物に味と栄養分を追加したのであった (Renker 2012: 72)。さらに、マカーは 19 世紀後半、北西海岸にやってきた商業捕鯨船に鯨油を販売、1877 年には 3 万ガロン¹⁰⁾の鯨油を取引したとの記録も残っている (Coté 2010: 60)。

マカーにとって捕鯨は社会=文化的に、また経済的にも重要な活動であったのである。

1. 3. 捕鯨民の社会構造

リーダーとして捕鯨活動を統率する銚手は通常は単一のロングハウスの居住者からなる集団の長 (首長) であり、彼がそのロングハウス、捕鯨カヌー、捕鯨道具を所有していた (Renker 2012: 25)。マカー社会は三つの階級、「首長」「平民」「奴隷」に分かれており (Colson 1953: 4)、日常の生計活動のための漁撈は平民と奴隷によって実施されたが、捕鯨のような特別な技能が要求される活動は首長のみに許された世襲の特権であった (Coté 2010: 23)。

この奴隷制の存在がマカー社会の (捕鯨文化の) 理解を複雑にしている¹¹⁾。奴隷は戦争での捕虜、あるいは他部族から買い取ったものであり、社会階級の最底辺に位置していた (Colson 1953: 202)。奴隷には権利がなく、男の奴隷は焚き木や倒木を収集し、女の奴隷はマカー女性が魚を捌くのを手助けした (Pascua 1991: 48)。しかしながら、捕鯨の成功によって階級の壁を乗り越えた事例も存在する。平民の父と奴隷の母との間に生まれた息子の話である。彼は非常に勇敢であり、鯨の捕殺に数多く成功、毛布、カヌー、奴隷など多くの富を集積し、そのことによって首長の娘と結婚できた。彼の息子も力と勇気と捕鯨の成功により名声を博し、主要首長の 1 人として考えられるようになった (Swan 1870: 52)。優れた捕鯨技術は鯨をもたらしただけではなく、階級の壁をも打ち破ったのである。

一般的に捕鯨の成功は鯨捕りのリーダーである首長に大量の鯨油、鯨肉をもたらし、首長はこれらの鯨産物を彼のロングハウス内に居住する親族、非親族に食料として提供、それが彼の威厳となった (Colson 1953: 5; Renker 2012: 25)。また、首長は鯨油と脂皮を海岸沿いの他部族との取引に用いることにより非常に裕福となり、その裕福さを誇示するためにポトラッチを実施したのであった (Coté 2010: 38)。

捕鯨とそれがもたらす富が首長の力の源泉であり、捕鯨の成功のために鯨捕りたちは優れた力と勇気を必要とし、力を増大させるために個人的な儀式を執り行った (MCRC 1987: 57)。鯨捕

りたちは断食の試練を通して守護霊を追求し、隠れた場所で沐浴、何日何夜も森の中を寝ずにさまようことによって捕鯨に備えたのであった (Colson 1953: 176)。

このように捕鯨はマカーにとって現世の物質的世界から超自然の霊的世界までを貫き通す中核的な存立基盤であったのである。

1. 4. マカー捕鯨一時停止の顛末

マカーが 1999 年以前、最後に捕鯨を実施した年については、1913 年 (MCRC 1987: 66)、1926 年 (Sepez 2008: 122)、1928 年 (Collins 1996: 184; Roghair 2005: 194) と若干の幅があるが、本稿においては米国政府が国際捕鯨委員会に提出した公式文書にある「多分 1920 年代の後半に起こったのであろう」(Renker 2012: 14) を一応の目安としておく。

マカーが 1920 年代後半に捕鯨の一時停止に至った最大の理由は非先住民 (白人) 商業捕鯨者によるコククジラ資源の乱獲であった。マカーが捕殺対象としている北太平洋東資源 (カリフォルニア系群) コククジラの繁殖地、バハ・カリフォルニア一帯における商業捕鯨船によるコククジラ捕鯨は 1845/46 年冬期に開始され、1873/74 年冬期まで継続、その間に 7100 頭弱が捕殺され、鉾打ち亡失鯨を含めて 8100 頭弱が資源から除去されたとされている (Henderson 1984: 163, 174)。

商業捕鯨開始前 (1845 年) の推計生息数は 1 万 5000 頭程度、商業捕鯨中止後 (1874 年) の推計生存数は 4000 頭程度であったが、20 世紀に入って以降、今度は沿岸捕鯨施設による商業捕鯨が開始され、この商業捕鯨、それに科学研究目的の捕獲調査などを合わせてさらに 4000 頭程度が捕殺されている (Henderson 1984: 176)。このような商業捕鯨者ほかによるコククジラ資源の乱獲の結果、コククジラ資源の枯渇が進み、1937 年に『国際捕鯨取締協定』が締約され、コククジラの商業捕鯨は禁止されたのであった¹²⁾。

非先住民商業捕鯨者の乱獲の影響を受けながらもマカーは 1888 年 9 頭、1891 年 12 頭、1892 年 3 頭、1893 年 2 頭、1897 年 10 頭と慎ましい数の捕殺を継続したが (Collins 1996: 183)、最終的には 1920 年代後半にコククジラ捕鯨の一時停止に至ったのである。この一時停止について「捕鯨のような重要な問題にマカー自らが責任のある決定を下した事実は、マカーの鯨類保護への誠実な願望をも例証している」(D'Costa 2005: 79) と捕鯨の一時停止をマカーの鯨類保護への積極的な取り組みの証しとする見解もあるが、資源減少の結果、彼らの技術ではコククジラが捕れなくなったので (あるいは捕殺効率が悪くなったので)、捕鯨の一時停止のやむなきに至ったと考えるのが穏当であろう。

では、捕鯨ができなくなったマカーの暮らしは成り立ったのであろうか。コククジラはマカーの食料資源であると同時にその鯨油、脂皮は交易品 (現金収入源) でもあった。食料としてコククジラの次に重要なのはオヒョウ、その次がサケとタラであったとあるように (Swan 1870: 19, 22, 24)、鯨類以外の水産資源も豊富であった。さらにマカーはウニもナマコもタコも食べた (Colson 1953: 33)。海洋哺乳類ではオットセイ、アザラシも食べた (Pascua 1991: 42, 48)。保留地の

目の前が海であったので、多様な水産資源をうまく利用していけば、コククジラの代替食料は十分確保できたのであった。

水産資源の商業利用においては毛皮用のオットセイ漁が特筆される。オットセイ漁の最盛期は1869年から1896年の間とされているが（Collins 1996: 184）、その間にオットセイ皮がマカーにもたらした利益は尋常ではなかった。1885年までに全体としてのマカーの年収はオットセイ漁だけで2万～3万ドルになり、1892年にはオットセイ漁により入手した現金を用いてマカーがニアベイにある2軒の食料品店、1軒の交易所、1軒のホテルを購入した（Coté 2010: 60-61）。また、ある首長は1893年時点において3隻のスクーターを保有し、それらの船は10万ドル以上の価値があったと言われており、この時期に多くのマカーが自らの保有するオットセイ漁用スクーターに白人労働者を雇い入れたのであった（Collins 1996: 184）。オットセイ皮景気に沸くニアベイでは多くの住宅が新築され、マカー女性は最新のファッションに身を包んだ（MCRC 1987: 25）。しかしながら、この繁栄の時代は1897年、米国政府が商業オットセイ漁を禁止することによって終焉を迎えたのであった。

食料に関して補足するならば、魚油、海洋哺乳類油が豊富であったマカーの伝統的な食事は、牛肉、乳製品、穀類に代表される西洋的な食事に徐々に取って代わられ（Renker 2012: 77）、1940年代までにマカーの食事の80%以上が非伝統的食料で占められるようになった（Coté 2010: 66）。この食生活の西洋化がアメリカ・インディアンとアラスカ先住民の糖尿病による死亡率を他の米国人よりも177%も高くしているのである（Renker 2012: 77）。マカーの健康面からも鯨産物の積極的な利用が望まれるのである。

2. マカー捕鯨の現状

商業捕鯨者によるコククジラ資源の乱獲の結果、1920年代後半に捕鯨の一時停止を余儀なくされたマカーであったが、それ以降も鯨とのかかわりは継続していた。鯨産物の食利用に関しては、時として座礁鯨や混獲鯨がその対象となったことが語られている（Erikson 1999: 556, 559; Sepez 2008: 121-123）。また、オゼット村遺跡からの出土物、歴史的写真、口述記録などに基づき捕鯨の伝統を現在に受け継ぎ、将来の指針とするためにマカー文化調査センター（Makah Cultural and Research Center）が1979年に開設されている（Erikson 1999: 557, 577）。マカーにとって捕鯨は過去の遺物ではない。機が熟せば、マカー捕鯨は当然、再開される。

マカー捕鯨再開への拠り所となるのが、1855年に米国政府がマカーと締約し、1859年に批准、公布された『ニアベイ条約』（*Treaty with the Makah, 1855; the Treaty of Neah Bay*）である¹³⁾。

2. 1. 『ニアベイ条約』

米国政府は1871年までに370以上の条約を部族政府と交わし、200以上の保留地を設置、先住民の土地20億エーカー [809万4000 km²] を収奪し、そのかわりに1億4000万エーカー [56

万 6580 km²] を与えた (鎌田 2009: 26)。条約締約の結果、先住民の保有地は元来の保有地の僅か 7% になってしまったのである。そのような条約の一つが『ニアベイ条約』であった。

『ニアベイ条約』は全 14 条からなり、マカー保留地の画定およびそれに付随する事項を定めたものである。その概要は以下のとおりである¹⁴⁾。

- 第 1 条 マカーの現在の居住地域の権利放棄と米国政府への割譲
- 第 2 条 米国政府指定のマカー保留地の画定
- 第 3 条 保留地への移住の同意
- 第 4 条 マカーが慣例的、習慣的に利用してきた地域、場所での漁業、捕鯨、アザラシ漁の権利の保障 [下線筆者]
- 第 5 条 割譲にかかる補償金 (3 万ドル、10 年年賦) の支払い
- 第 6 条 保留地への移住費、開墾・整地費など (3000 ドル) の支払い
- 第 7 条 米国大統領による他地域へのマカー再移住命令権の留保
- 第 8 条～第 14 条 (略)

一瞥しただけで不平等条約であることは理解できる。「『ニアベイ条約』の交渉は、マカーの誰もが英語を読み、書き、話すことができなかつたにもかかわらず、英語で行われ、英語で記録された」(D'Costa 2005: 83)。このような状況では対等な交渉ができるわけではない。しかも、マカーの交渉相手、ワシントン準州知事兼インディアン監督官アイザック・スティーブンスは部族を創造したり、交渉する首長を選択したり、あるいは条約に署名するインディアンに賄賂を贈るなどの狡猾な行為で悪名が高かつたのである (D'Costa 2005: 83)。米国政府にとって圧倒的に有利な条約が締約されたのは当然である。そのような『ニアベイ条約』にあって、米国政府が他の先住民との間で締約した条約と唯一異なっていたのがマカーへの捕鯨の権利の保障 (第 4 条) であった。条約締約時、この第 4 条が百数十年後に大きな意味を持つてくるとは誰も知る由がなかつた。

2. 2. マカー捕鯨再開に向けての道程

マカーがかつて捕殺対象としていた北太平洋東資源 (カリフォルニア系群) コククジラは資源減少の結果、1973 年に米国内法『絶滅の危機に瀕した種の保護法』(*Endangered Species Act*) の保護種リストに掲載された。しかしながら、その後、同資源コククジラの資源状態は回復、健全な資源と評価され、1994 年 6 月に北太平洋東資源 (カリフォルニア系群) コククジラは同リストから削除された¹⁵⁾。

コククジラが保護種リストから削除された翌年の 1995 年、マカーは文化復興運動の一環として捕鯨再開に向けた活動を開始¹⁶⁾、同年に実施された全マカーの住民投票によれば投票者の 85% が捕鯨再開に賛成した¹⁷⁾。

保留地内に住むマカーのほとんどが暮らしているのがニアベイである。米国政府との条約締結以前、マカーは5集落に分かれて暮らしていたが、20世紀初頭に政府はマカーの子供に英語教育を施すため全住民をニアベイに集めたからである (Sullivan 2000: 27)。

ニアベイでの常勤の仕事は多くない。スポーツ・フィッシング関連がほとんどであり、失業率は夏期50%、冬期には75%に達し、1995年における保留地内に住むマカー1人当たりの年収は5200ドルと推定された (Sullivan 2000: 41-42)¹⁸⁾。このような閉塞状態から、ニアベイでは犯罪の犠牲者、アルコール・麻薬常用者になる若者も多いと言われている¹⁹⁾。

マカーの多くは健康を損なう原因の幾らかは伝統的な食料である海産物および海洋哺乳類の喪失にあると感じ、食料としての鯨産物を取り戻したいと考えている。同様に若者を悩ませている問題は規律と誇りの欠如に起因するものと考え、捕鯨の復活が規律と誇りの回復に役立つと信じている²⁰⁾。このような理由からマカーはコククジラ捕鯨の再開をめざしたのであった。

そのマカーが捕鯨再開の拠り所としたのが、マカーに捕鯨の権利を保障した『ニアベイ条約』第4条であった (2.1. 参照)。この『ニアベイ条約』第4条に依拠したことが、正しい判断であったかどうかについては、実は筆者にはよくわからない。『ニアベイ条約』に依拠するということは本条約を受諾しているという前提に立つ。ということは米国政府によるマカーの土地の収奪も容認することになるからである。

当然のことであるが、米国政府はマカーのコククジラ捕鯨再開に向けて動き出す。1996年の第48回国際捕鯨委員会年次会議 (英国、アバディーン) において、米国政府はマカーの捕鯨を先住民生存捕鯨として承認するように要請、同年次会議では反対にあい、結局要請を取り下げ、翌年に先送りとした (IWC 1997: 26-28)。

翌1997年の第49回国際捕鯨委員会年次会議 (モナコ) において、マカーのコククジラ捕鯨は、ロシアの先住民と米国の先住民双方に5年間で620頭のコククジラの捕殺枠を与えるという形で先住民生存捕鯨として承認された (IWC 1998: 29-30)。この結果、国内法・国際法的にマカーのコククジラ捕鯨の再開には何の障害物もなくなったのである。

米国政府はコククジラの捕殺枠との引き換えにより『ニアベイ条約』第1条に明記されている収奪したマカーの旧居住地への権利の保証を得た。しかもそのコククジラは自然物でタダ。タダのものを取引材料として莫大な価値のある土地の権利を守ったのである。

一方、マカーは条約第4条に明記されている捕鯨の権利は保障されたが、そのかわりに条約第1条に謳われている旧居住地の米国政府への譲渡を追認したことになる。コククジラの捕殺枠 (という不渡りになるかもしれない約束手形) との引き換えに永久に失ったものは大きいかもしれない。

2.3. 1999年5月17日午前6時54分とその後

伝統的にマカー捕鯨はロングハウス内に居住する一族関係者の長 (首長) が銚手となり、彼の指揮監督下で実施されていた (1.2., 1.3. 参照)。従って、マカー捕鯨の伝統に忠実であろうと

するならば、再開後の捕鯨は一族ごとに実施されるべきであった。しかしながら、捕鯨再開に向けて部族協議会が高性能銃ほか捕鯨道具、ボートの燃料費・維持管理費などを負担し、また米国政府がマカー関係者の国際捕鯨委員会年次会議の参加費、鯨の人道的捕殺方法の開発費、マカーのための生物学者の件費などに財政支援（1996年から1998年までの3年間、計36万ドル）を行ったことなどもあって、再開1頭目の捕殺は各一族からの選抜メンバーによるマカー全体の企てとして実施された²¹⁾。

ある一族だけの捕鯨であるならば、誰が銃手を務めるかなどの問題は生じない。銃手の血を受継ぐ者が銃手を務めるだけである。ところが、複数の一族が同じ捕鯨カヌーに乗るとなると話は複雑になる。捕鯨は伝統的に首長階級によって実施されてきた。マカー社会において鯨捕りはエリートであった。エリートの中のエリート、首長の中の首長、銃手の中の銃手は誰であるか。これを決めなければならないのである。

結局、鯨捕りの直接の子孫であり、1980年代に偶然漁網に鯨を引っ掛けたことのある人物 W. J. (48歳、1999年当時) がキャプテンに、曾祖父が鯨捕りであり、祖母側も鯨捕りであった人物 T. P. (36歳、同) が銃手として選ばれた。捕鯨クルーの中にリーダーが2人という本来ならばありえない決定であった。しかもこの2人はお互いを信頼していないだけでなく、軽蔑していた。さすがに、呉越同舟というわけにはいかず、W. J. は鯨を仕留める銃撃手を運ぶサポート・ボートに乗ることになった (Dougherty 2001)。

捕鯨クルーになるためには、外洋で泳ぐことができること、麻薬・アルコール検査で陰性であること、陸上およびカヌー上でのライフル射撃技術を持っていること、陸上およびカヌー上での銃打ち技術を持っていることなど (Sullivan 2000: 202)、厳しい肉体的・精神的鍛錬が要求されていた。これらに加えて、捕鯨のリーダーである2人は個人的に捕鯨再開に向けて知的探求をも重ねた。

W. J. は博物館関係者から手渡されたマカーの歴史および捕鯨方法について書かれた民族誌を読み、伝統的な捕鯨時におけるカヌー内での座席位置図を常に手元に置いていた (Sullivan 2000: 201)。一方、T. P. もエドワード・サビアの捕鯨に関する著作を読み、彼が知らなかった情報、年長者からは受継がなかった情報を入手していた (Coté 2010: 11)。先人たちの偉業を現在に受け継ぎ、将来に引き渡そうとするエリートたちの努力であった。

最終的にリーダー2人の間に当面の妥協が成立し、動物権運動家によってマカーに向けられた憎悪のおかげで捕鯨クルー間の結束力も高まり (Dougherty 2001; van Ginkel 2004: 66)、1999年5月17日午前6時54分、W. J. および T. P. に率いられたマカーの捕鯨クルーは1920年代後半以来70数年振りにコククジラ1頭の捕殺に成功したのであった。

本稿の冒頭で述べたように、マカーの捕鯨クルーは禁酒していたため捕鯨に成功し、反捕鯨団体のメンバーは飲みすぎて酔いつぶれていたため捕鯨の阻止に失敗したのであった。この話や W. J. と T. P. の反目など、捕鯨成功の裏にはあか抜けていない人間劇があったのである。

その日の朝、1200 余名のマカーは成功した捕鯨のテレビ中継を視聴し、その日の午後、1400 余名のマカーはニアベイのフロント・ビーチにおいて捕殺された鯨を歓迎した。陸揚げされたコククジラは、アラスカを訪れて鯨の解体方法を学んできたマカーによって、1 人のアラスカ先住民の手助けを受けながら、解体されたのであった (Renker 2012: 47)。

そのコククジラからは鯨肉と脂皮が合わせて 7000 ポンド [3178 kg] 生産され、おおよそ 1000 ポンド [454 kg] の鯨肉と 3500 ポンド [1589 kg] の脂皮がコミュニティ内に分配された (Firestone and Lilley 2005: 186)。鯨食文化とシェアリングの精神が現在まで綿々と受継がれてきていたのであった。

5 月 22 日、マカーは歴史的な出来事の栄誉を称え、彼らに協力してくれた人々に感謝するために盛大なポトラッチを開催、3000 人以上の人々がこの祝典を共有するためにニアベイにやってきた。マカーはサケ、オヒョウ、二枚貝、カキ料理で訪問客をもてなし、過去 70 年間で初めて鯨がメイン料理となった。鯨肉はフライパンやオーブン、あるいは直火で焼かれ、脂皮は調理され、あるいは生で提供された (Coté 2010: 202)。鯨料理を共食することにより、捕鯨民マカーの復活が捕鯨文化を共有する人々の間で体感されたのであった。

2001 年 12 月に実施されたマカーの世帯アンケート (N=159、全世帯数の約 3 分の 1) によれば、回答者の 95.6% は捕鯨の再開を支持し、96.2% は捕鯨はマカーにとって良い影響を与えたと信じ、91.2% は将来、鯨産物をもっと多く利用したいとしている (Renker 2012: 68–69)。捕鯨の成功により捕鯨民としてのアイデンティティが再確認され、マカー文化が活性化されたと言ってもよいであろう。その日以降、マカー語のクラスに出席する若者が増加したと後に報告されている²²⁾。

マカーおよび捕鯨文化を共有する人々にとって捕鯨の成功は歓迎すべき吉事であった。これに対して、捕鯨に反対する人々、鯨を食料とは考えない人々にとって鯨の捕殺は嫌悪すべき凶事であった。保留地外にある公立学校において 13 歳のマカー少年が「成長したならば、年長のイトコのように鯨捕りになりたい」と語り、他の生徒からいじめを受けた (Marker 2006: 488)。いじめは序章に過ぎなかった。その日以降、北米中でインディアンに対して広範囲の攻撃が引き起こされ、特にピュージェット湾岸一帯では 1970 年代の漁業紛争以来²³⁾、最悪のインディアン=白人関係となったと言われている (Marker 2006: 482)。

鯨類偏愛者たちは、海上での捕鯨妨害行為と並行して法廷においても捕鯨阻止活動を繰り広げてきた。2 頭目の捕殺阻止をめざして彼らは法廷闘争を強化していく。それは次章において取り上げる。

3. マカー捕鯨の課題

3.1. マカー捕鯨差し止め訴訟 (1)：前史

法廷を舞台にしたマカー捕鯨への妨害活動は 1997 年に始まった。

1997年10月17日、メトカーフ下院議員（ワシントン州選出、共和党）ほか環境保護団体などが国立海洋保護区内およびその近辺での捕鯨の実施はいくつかの環境法に違反しており、米国政府は法によって必要とされている捕鯨の環境に与える影響についての十分な検討を実施していないとして、捕鯨の差し止めを求める訴訟を連邦地裁に起こした²⁴⁾。

本件訴訟の主唱者メトカーフ下院議員は、ネイティブ・アメリカンの条約上の権利は一般市民に認められていない特別な権利だとして、それらの権利の撤廃を求めて長年闘ってきた人物である²⁵⁾。自らの食料のために7歳からライフル銃を撃ち始め、最初の仕事はアライグマを撃ってその毛皮を3ドルで売ることであったなど、狩猟と共に人生を歩んできた人物であるが、「私は猟師だし、矛盾しているようだが、撃つべきではないいくらかの動物がいるように思う」と語り、なぜか鯨類を特別視しているのである²⁶⁾。その矛盾はワシントン州内において自らが経営する民宿（B & B）の宿泊客が、コククジラ、オルカを眺めて楽しんでいるのを長年見てきたため、ホエール・ウォッチングの金銭的価値を熟知していることに起因するのかもしれない²⁷⁾。

本件訴訟は1998年9月21日、原告敗訴で終わったが²⁸⁾、原告側は上級審である第9連邦巡回控訴裁（the Ninth Circuit Court of Appeals）に上訴、「捕鯨はシーカヤック愛好家、ホエール・ウォッチング客の安全に著しい危険を与える」、「米国政府は必要とされている環境影響評価を実施することなしに捕鯨の許可を与えた」などと主張した²⁹⁾。

2000年6月9日、第9連邦巡回控訴裁は、マカー捕鯨を容認するという米国政府の政策が環境影響評価を歪めたかもしれないとして、環境影響評価の客観性について疑問を呈し、メトカーフ議員らの訴えを認め、マカー捕鯨の差し止めと環境影響評価のやり直しを命じた³⁰⁾。まずマカー捕鯨が環境に与える影響について評価を行い、その結果に基づいて捕鯨の是非を判断せよというのが控訴裁の見解であった。

控訴裁判決は行政手続き上からは正しい判断であるが、実際の履行は難しい。米国政府が政策的にマカー捕鯨を容認しないのであるならば、多額の公金を用いて環境影響調査を実施する必要はない。法制度面から捕鯨を容認できない理由を導き出せばよいからである。環境影響評価は一般的には政策実施を前提として（それにお墨付きを与えるために）行われるものなのである。

この判決以前の2000年漁期、マカーは9回出漁し、7度鉆打ちを試みるも捕殺には失敗していたが³¹⁾、判決を受けて、新環境影響評価が公表されるまでマカー捕鯨は再び一時停止されることになった。

2001年7月14日、海洋漁業局は控訴裁によって命じられた新しい環境影響評価を公表した。1997年公表の旧環境影響評価においては、捕鯨はコククジラの春と秋の回遊期に太平洋岸側だけで認められていたが、新評価ではそのような制限はなくなり、いつでもどこでも可能となり、波静かなフンデフカ海峡でも実施可能となった³²⁾。マカーにとっては非常に有利な環境影響評価となったが、鯨類偏愛者たちがこの新評価をすんなり受け入れるはずはない。この新評価をめぐる、マカー捕鯨差し止め訴訟の第二幕が切って落とされたのである。

2002年1月10日、海洋漁業局の環境影響評価を不十分と考える動物福祉団体の連合体がマカーの捕鯨の権原に異議を申し立て、より包括的な環境影響評価の実施を求める訴訟を連邦地裁に起こした³³⁾。さらに同連合体は4月15日、マカーによる春漁期のコククジラ捕鯨を阻止すべく連邦地裁に対して捕鯨の差し止め命令を求めて提訴³⁴⁾、引き続き5月1日、マカー捕鯨の一時差し止めを求める緊急要求を連邦地裁に提訴した³⁵⁾。

4か月間に反マカー捕鯨訴訟の3連発。2002年春漁期を間近に控えて、鯨類偏愛者たちの危機感が高まったのであろうが、その執拗さは先住民の条約上の権利よりも鯨類を優先する彼らの偏向ぶりを見事に物語っているのである。

これら3件の訴訟に対して、連邦地裁は5月3日にマカー捕鯨の10日間の一時差し止めを認めたうえで（5月1日提訴分への判決³⁶⁾、改めて5月17日にマカーの条約上の権利が優先するので、原告側に実質的に勝ち目はないとの理由によりマカー捕鯨の差し止め請求を棄却した（4月15日提訴分への判決³⁷⁾。このマカー捕鯨差し止め請求棄却判決に対して、原告は5月30日、第9連邦巡回控訴裁に上訴³⁸⁾、控訴裁も6月7日、差し止め請求を棄却した³⁹⁾。

差し止め請求騒動が一息ついた8月8日、連邦地裁は動物福祉団体の連合体による1月10日の訴えについて、マカー捕鯨の環境への影響に対する米国政府の評価は恣意的で信用できないとする原告の主張は証明できていないとの理由により原告の訴えを退けた⁴⁰⁾。

これに対して、2002年12月20日、動物福祉団体の連合体の上訴を受けた第9連邦巡回控訴裁は連邦地裁の判決を破棄、海洋漁業局に対して『環境政策法』（*National Environmental Policy Act*）に基づくより厳格な「環境衝撃度報告書」の作成およびそれが完成するまでのマカー捕鯨の差し止めを命じ、またマカーの条約上の捕鯨の権利は『海洋哺乳類保護法』（*Marine Mammal Protection Act*）の精査を免除するものではないとした（Coté 2010: 176–177）。

本件第9連邦巡回控訴裁判決に対して、マカーと米国政府は第9連邦巡回控訴裁に対して2度にわたって再審請求を行ったが、2003年11月26日と2004年6月7日にそれぞれ棄却された⁴¹⁾。この結果、マカーと米国政府にとって残された道は二つとなった。連邦最高裁に上訴するか、あるいは第9連邦巡回控訴裁判決を受け入れてその手続きに従うかである⁴²⁾。普通ならば連邦最高裁に上訴すべきであるが、当時の連邦最高裁は非常に保守的であり、上訴すれば条約上の権利を一層損なうことも考えられたので、マカーと米国政府は控訴裁判決を甘受したのであった（Coté 2010: 182）。

2000年6月9日の第9連邦巡回控訴裁の判決はマカー捕鯨にかかる行政手続き上の瑕疵を指摘したものであったが、今回の判決はマカー捕鯨の本質にかかわるものである。以下、詳しくこの判決をみていくことにする。

3.2. マカー捕鯨差し止め訴訟（2）：第9連邦巡回控訴裁判決（2002年12月20日）

第9連邦巡回控訴裁がマカー捕鯨実施の前に法的に必要と命じたのは、上述のとおり次の2点である。1)『環境政策法』に基づく「環境衝撃度報告書」の作成、2)『海洋哺乳類保護法』に基

づく海洋哺乳類捕殺のための適用除外申請および許可書の取得、である⁴³⁾。

これら2点を検討する前に『ニアベイ条約』と判決との関係を取り上げる。マカーは1855年に締結され、1859年に批准、公布された『ニアベイ条約』第1条において「現在の居住地の権利を放棄して、米国政府に割譲」するかわりに第4条において「慣例的、習慣的に利用してきた地域、場所での捕鯨の権利が保障」されていた(2.1. 参照)。後に制定された『環境政策法』および『海洋哺乳類保護法』によって「後出しジャンケン」のように条約上の権利に制限を課すのは公正さを欠く。

連邦最高裁はインディアン諸部族関連条約について以下の4解釈基準を打ち立てている。1)条約はインディアンからの権利の下賜である。2)裁判所は条約締結時に部族民が理解していたようなやり方で条約を解釈すべきである。3)曖昧な言葉、周囲の状況は部族側に有利になるように解釈すべきである。4)条約は部族の利益のためになされたと伝えられているので、一般的にはその保護目的を達成するために部族側に有利になるよう、字句にとらわれずに解釈されるべきである(Roghair 2005: 198)。

これらの解釈基準を踏まえた上で『ニアベイ条約』を読めば、マカーは土地所有権以上に捕鯨の権利を重視していたことがよく理解できるのである。元来、米国の土地は先住民に帰属していたはずである。その土地を後からやってきた白人にマカーが捕鯨権の保障との交換により下賜したのである。第9回連邦巡回控訴裁は条約上の捕鯨権を最大限尊重すべきであった。環境保護・鯨類保護という現代米国西海岸の文脈で条約上の捕鯨権を解釈(あるいは無視)したのは大きな誤りであった。

『環境政策法』の規定によれば、より詳細な「環境衝撃度報告書」が必要かどうかを決定するためにはまず「環境影響評価」(Environmental Assessment)が準備される必要があり、その「環境影響評価」が提案されている活動と代替案の環境への影響を考察、「環境衝撃度報告書」が必要か、それとも著しい衝撃はないとの勧告を行う手順となっている(Coté 2010: 173)。

この規定に従って、海洋漁業局は「環境影響評価」を実施し、マカー捕鯨の北太平洋東資源(カリフォルニア系群)コククジラに与える衝撃度は著しくはないと判断したが、第9回連邦巡回控訴裁は「本件訴訟において、マカー捕鯨のカリフォルニア系群コククジラ全体の生息数に対する衝撃度は著しくはないとする環境影響評価の結論について不一致はない。議論になっているのは、マカーが捕殺を望んでいる海域における『太平洋岸摂餌集合体』(Pacific Coast Feeding Aggregation: PCFA)コククジラの生息数へのありうる衝撃度についてである」とし、このことについては「環境衝撃度報告書」によって分析される必要があると判断したのであった(Coté 2010: 173)。

捕鯨実施が十分可能である資源上強固な系群を細分化し、小さな亜系群を作り出すことによって捕鯨の小集団への影響を過度に強調し、捕鯨を実施させないようにするのが反捕鯨=鯨類学者たちの戦術である。例えば、日本が小型沿岸捕鯨の再開を希望している北西太平洋のミンククジ

ラに関して、従来から存在が知られていた日本海・黄海・東シナ海系群（O系群）とオホーツク海・西太平洋系群（J系群）に加えて、北太平洋の沖合に別の系群（W系群）と亜系群の存在の可能性を指摘するのである（宮下・岡村 2010: 2）。別系群や亜系群の存在の可能性という科学的不確実性が増加すれば、その解明のために時間がかかり、捕殺枠の算出は先延ばしされるのである。

北太平洋東資源（カリフォルニア系群）コククジラの2006/2007年推計生息数は2万110頭である（IWC 2009: 16）。この資源から5年間で最大20頭（ロシア側先住民の捕殺分を含めれば最大620頭）捕殺したとしても、資源全体には影響を与えない。それは第9連邦巡回控訴裁判決も認めている。仮にPCFAコククジラが存在するとしても、太平洋岸で捕殺されるコククジラは捕殺されて遺伝子解析がなされる前にそれがPCFAコククジラか、それともPCFAではない北太平洋東資源（カリフォルニア系群）コククジラはわからない。そもそも現存しているPCFAコククジラは19世紀半ばから20世紀初頭における商業捕鯨船（者）による乱獲（約1万数千頭捕殺）から生き延びたコククジラの子孫である（1.4. 参照）。そうだとするならば、5年間に20頭程度のマカー捕鯨がPCFAコククジラに多少の影響を与えたとしても、資源上は問題がないはずである。第9連邦巡回控訴裁判が命じた「環境衝撃度報告書」の作成は捕鯨阻止を狙う動物福祉団体などの時間稼ぎに役立つだけである。不必要な判断であった。

『海洋哺乳類保護法』が1994年に修正された時、「本法律は米国政府とインディアン諸部族との間のどのような条約を変更するものでも、変更を意図するものでもない⁴⁴⁾」ということが注記されている。従って、『ニアベイ条約』第4条に明記されているマカーの捕鯨権は『海洋哺乳類保護法』によって制限を受けないと解釈すべきであるが、第9連邦巡回控訴裁判はマカーの歴史的な捕鯨権を環境保護・鯨類保護という現在の文脈で読み直し、鯨類保護を主意とする『海洋哺乳類保護法』を『ニアベイ条約』に優先させているのである。

一般的には時代と共に法解釈も変わりうるものであるが、基本的人権の尊重のように変えてはならないものもある。『ニアベイ条約』は連邦最高裁の解釈基準にあるようにマカーが米国政府に下賜したものである。従って、マカーが条約を破棄しない限り、米国政府は条約を最大限尊重しなければならないのである。米国政府はそのことを理解しているので（もちろん米国政府にとっては条約第1条が重要であるが）、反捕鯨国でありながらマカー捕鯨の実現に向けて努力してきたのである。1999年の1頭捕殺も米国政府の全面的な協力があつたからこそ実現できたのである。その枠組みを根本から覆そうとする第9連邦巡回控訴裁判決は『環境政策法』、『海洋哺乳類保護法』を濫用したと言わざるをえないのである。

3.3. マカーの逆襲

2005年2月、マカーはその捕鯨に関して海洋漁業局に対して『海洋哺乳類保護法』に基づく適用除外申請を提出、海洋漁業局は適用除外申請を受理した後、「環境衝撃度報告書」の準備を

始めた⁴⁵⁾。「環境衝撃度報告書」の準備には複雑な過程が伴い、完成するまでしばしば2年、あるいはそれ以上かかると言われている (Renker 2012: 59)。米国政府 (の役人) は法律に基づき粛々と事務手続きを進めるだけである。次もまた裁判所から行政手続き上の瑕疵を指摘されることはあってならない。より慎重になるのも理解できないわけではない。しかし、待つ身のマカーはたまらない。期限が示されていたならば、多少の我慢もできるが、無期限ではストレスが溜まる。このような状態が長く続くはずはない。ついに事件は起こった。

2007年9月8日、1999年5月にコククジラ1頭を捕殺した W. J. と T. P. (2. 3. 参照) ほか5人のマカーが法的手続きを経ずにコククジラへの鉛打ち、銃撃を敢行したのである⁴⁶⁾。それは、「条約によって特別に留保されているマカーの歴史的な権利に対する米国政府の終わりなき官僚的妨害へのマカーの欲求不満が限界まで達したこと」⁴⁷⁾の表れであった。捕鯨に参加した W. J. の声明、「私たちは、米国政府が私たちの捕鯨の権利を保証している条約上の責任を果たすことを前回の捕鯨から8年間も待ってきた。[中略] もし米国政府が条約上の権利を支持したくないのであるならば、私たちの土地を返せ!」⁴⁸⁾ [下線筆者] は正当な主張である。彼らがとらざるを得なかった多少過激であったかもしれない意思表示について、心情的には十分理解できるのである。

W. J. と T. P. ほか5人のマカーは同年10月4日、連邦軽犯罪違反の容疑で起訴された。連邦法で有罪となれば、彼らは懲役1年、罰金10万ドルまでが科される⁴⁹⁾。

本件裁判は2008年6月30日に判決が言い渡された。連邦検事との司法取引に応じ、有罪を認めた T. P. ほか3人には100~150時間の地域奉仕活動と2年間の保護観察処分、司法取引に応じず、無罪を主張した2人のうち W. J. には懲役5か月および1年間の保護観察処分と地域奉仕活動、もう1人には懲役90日および1年間の保護観察処分と地域奉仕活動が言い渡された。連邦検事との司法取引に応じなかった2人に対する求刑は懲役60日であったが、連邦判事は2人を事件の首謀者として求刑よりも重い刑罰を科した。さらに5人には罰金25ドルから50ドルが科せられた。連邦判事によれば、高額な罰金を科しても払えないのでこの額としたとのことであった⁵⁰⁾。

5人には最高で懲役1年、罰金10万ドルが科される可能性があった。有罪を認めなかった2人には検事の求刑よりも重い懲役を科し、罰金は全員に極めて小額。判事によれば、納付可能額を勘案しての罰金であるが、その金額の低さ自体が先住民の経済的苦境を物語っている。白人支配階級 (連邦検事) の言うことを聞けば、多少のお目こぼしはあるが、異議を申し立てれば封殺する。白人と先住民の支配-被支配の関係は150年前のニアベイ条約締結時とほとんど変わっていないのである。そのことを如実に示した判決であった。

4. おわりに

2008年5月6日、海洋漁業局は900頁に及ぶ「環境衝撃度報告書」の草案を公表、パブリッ

ク・コメントの募集を開始した (Coté 2010: 189–190)。しかしながら、同報告書は完成には至らず、本稿の冒頭で述べたように 2012 年 5 月 21 日、海洋漁業局は同報告書草案の破棄および新草案作成に向けて現在考慮中のマカー捕鯨の実施形態にかかる予備的代替案へのパブリック・コメントの募集を官報に告知した⁵¹⁾。過去 4 年間の作業 (マカーによる『海洋哺乳類保護法』に基づく同法の適用除外申請からは 7 年以上になる) は何であったのだろうか。

海洋漁業局の上級官庁にあたる大気海洋庁 (National Oceanic and Atmospheric Administration) の報道官によれば、「新草案は多分 2013 年までには完成しないであろう」とのことであった⁵²⁾。新草案が完成したとしても、またパブリック・コメントの募集が始まる。それに対応して「環境衝撃度報告書」が完成したとしても、その先どうなるかについて筆者には予想がつかない⁵³⁾。そもそも『海洋哺乳類保護法』による適用除外を勝ち取った先例はない⁵⁴⁾。たとえ、適用除外第 1 号となったとしても、また鯨類偏愛者たちによる訴訟が繰り返されるであろう。

捕鯨文化の擁護継承の立場から捕鯨文化の比較研究に従事する筆者としては、マカー捕鯨の再々開に資する手立てを考えたいのであるが、現状では八方塞がりである。米国政府は一時期、漂着動物に関する規制を緩和したことがあった。2001 年夏、マカー保留地内に 1 頭の鯨が流れ着き、その鯨は解体され、鯨産物は 100 軒以上の世帯に分配された (Renker 2012: 28)。当面は「環境衝撃度報告書」の完成に向けての事務手続きの進行を見守りながら、米国政府に対して漂着鯨、座礁鯨、混獲鯨に関する再度の規制緩和を要請していくしかないのかもしれない。我慢である。

謝辞

本稿の草稿に対して岩崎まさみ先生 (北海学園大学)、岸上伸啓先生 (国立民族学博物館) から貴重なご指摘、ご助言をいただきました。記してお礼を申し上げます。

注

- 1) TME Co. Inc., “Flags of Native Americans.” <http://tmealf.com/native_american/n-a.htm> Accessed July 5, 2012.
- 2) “Tara and Carisa Saves a Fish.” In Scott West, “Cove Guardians Witness Disaster in Otsuchi, Japan.” <<http://www.seashepherd.org/news-and-media/news-110312-2/print.html>> Accessed 14 April, 2011.
- 3) Lynda V. Mapes and Chris Solomon, “Makahs Celebrate Catch, Tribe Claims Victory amid Strong Protest of Whale Kill.” *Seattle Times*, May 18, 1999. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19990518&slug=2961417>> Accessed August 8, 2012.
- 4) *Federal Register*, Vol.77, No.98 (Monday, May 21, 2012): 29967–29969. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2012-05-21/html/2012-12262.htm>> Accessed June 14, 2012.
- 5) Makah Environmental Division and RIDOLFI Inc., “Makah Environmental Restoration.” <<http://www.ridolfi.com/MakahNALEMP/index.html>> Accessed September 7, 2012.
- 6) 本稿においては、誤って海岸に乗り上げた鯨を「座礁鯨」、死後海岸に流れ着いた鯨を「漂着鯨」、双方合わせて「寄り鯨」と呼称する。
- 7) 1999 年 5 月 17 日にマカーが約 70 数年ぶりにコククジラを 1 頭捕殺した際に用いた全長 11 m のカヌーもヌーチャヌス系トゥラ・オ・キ・アート (Tla-o-qui-aht) のカヌー造りの巨匠が製作したものであった (Arima and Hoover 2011: 25)。マカー自身がカヌーを製作しない理由はマカーの居住地周辺に

- カヌーに最適のシーダーが産しないからである (Waterman 1922: 9)。
- 8) 4 列目左舷側に位置する乗組員の名称、役割についてウォーターマンは明記せず、「?」としている (Waterman 1922: 48 Fig 14)。
 - 9) マカーと同じ南ワカシャン語グループに属し、捕鯨文化を共有するヌーチャヌス系の人々の間では、「鯨の鞍部には擬人化された鯨の霊がいる」と信じられていた (Coté 2010: 35)。
 - 10) 米国ガロン、英国ガロンのいずれかは不明。前者で換算すれば 113.56 kl、後者では 136.38 kl となる。
 - 11) エコフェミニストの女性研究者ガードは反植民地主義、反人種主義の立場からマカーの条約 (2. 1. において取り上げる『ニアベイ条約』のこと) 上の捕鯨の権利は尊重するが、階級差別、性差別、種差別などに反対するエコフェミニズムの立場から特定の階級 (首長) と性 (男性) に限定され、二重の抑圧構造 (女性とコククジラ) を表している捕鯨の再開は支持しないとしている (Gaard 2001)。一方、ヌーチャヌス系チェシャート (Tseshah) の首長、鯨捕りの玄孫であり、ヌーチャヌスとしては 2 番目に博士号を取得し、大学の研究職 (ワシントン大学アメリカ・インディアン研究学科准教授) に就いた女性研究者コートはマカーおよびヌーチャヌスの捕鯨再開運動を支援している (Coté 2010)。
 - 12) 『国際捕鯨取締協定』第 4 条「コククジラおよびセミクジラの捕獲、または殺すことを禁止する」。『国際捕鯨取締協定』については以下の資料による。Ronald B. Mitchell and the IEA Database Project, 2002–2010, “1937: International Agreement for the Regulation of Whaling.” <http://iea.uoregon.edu/page.php?query=coded_all_lines&where=start&FilenameEQ=1937-Whaling> Accessed August 24, 2010.
 - 13) 『ニアベイ条約』については以下の資料による。Treaty with the Makah, 1855. <http://content.lib.washington.edu/curriculumpackets/treaties/Treaty_with_Makah_1855.pdf> Accessed August 12, 2012.
 - 14) 注 13) 参照。
 - 15) Lynda V. Mapes, “Gray Whales Are Back from Brink.” *Seattle Times*, March 24, 1999. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19990324&slug=2951214>> Accessed August 13, 2012.
 - 16) Peggy Andersen, “Whale-Hunt Foes Exit Neah Bay; Talks Planned.” *Seattle Times*, November 19, 1998. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19981119&slug=2784333>> Accessed August 13, 2012.
 - 17) The Makah Nation, “Makah Whaling: Questions and Answers, 13. Do All Tribal Members Support the Plan to Resume Whaling?” <<http://www.makah.com/whales.htm>> Accessed January 6, 2001.
 - 18) 2007 年の調査によれば、保留地に住むマカー 1 人当たりの年収は 1 万 1030 ドル、これに対して他の米国人 1 人当たりの年収は 2 万 1587 ドルであった (Renker 2012: 62)。
 - 19) Paula Bock, “The Accidental Whale – A Makah Fisherman Casts for a Long Submerged Treaty Right and Incidentally Nets a Whale.” *Seattle Times*, November 26, 1995. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19951126&slug=2154422>> Accessed August 13, 2012.
 - 20) The Makah Nation, “Makah Whaling: Questions and Answers, 2. Why Does the Tribe Want to Do This?” <<http://www.makah.com/whales.htm>> Accessed January 6, 2001.
 - 21) Lynda V. Mapes, “Makah Leaders Say More Pressing Needs Than Whale Hunts Face Their People.” *Seattle Times*, April 15, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020415&slug=makah15m>> Accessed August 14, 2012.
 - 22) Paul Shukovsky and Mike Barber, “‘Resident’ Gray Whales Now Fair Game for Makah.” *Seattle Post-Intelligencer*, July 14, 2001. <http://seattlep-i.nwsourc.com/local/31319_makah14.shtml> Accessed July 23, 2001.
 - 23) 1974 年、連邦判事ジョージ・ボルトは『エリオット岬条約』 (*the Treaty of Point Elliot*) によって、ピュージェット湾一帯の部族はサケ資源の 50% の権利を有しているとの判決を下し、この判決が白人漁業関係者から部族民に対する攻撃を引き起こした (Marker 2006: 503 note 1; 藤田 2012: 231, 572–573 参照)。
 - 24) AP, “Metcalf Files Suit against Makah Whale Hunt.” *Seattle Times*, October 18, 1997. <<http://community.seat>

- tletimes.nwsourc.com/archive/?date=19971018&slug=2566796> Accessed August 16, 2012.
- 25) 注 24) 参照。
- 26) Danny Westneat, “Washington’s 19th-Century Man – Jack Metcalf’s Days in Congress Are Numbered, Along with the Spirit of an Older Northwest.” *Seattle Times*, September 5, 1999. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19990905&slug=2981040>> Accessed August 16, 2012.
- 27) 注 24) 参照。
- 28) Peggy Anderson, “Makah Whaling Plan Is Given Go-Ahead from Federal Judge – Lawsuit Challenged Tribe’s First Hunt in Over 70 Years.” *Seattle Times*, September 22, 1998. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=19980922&slug=2773511>> Accessed August 16, 2012.
- 29) Ross Anderson, “Lawyers Spar in Court over Makah Whaling.” *Seattle Times*, February 8, 2000. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20000208&slug=4003681>> Accessed August 16, 2012.
- 30) Hal Bernton and Lynda V. Mapes, “Court Voids Approval of Makah Whale Hunt.” *Seattle Times*, June 10, 2000. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20000610&slug=4026007>> Accessed August 13, 2012; Mike Barber, Sam Skolnik and Paul Shukovsky, “Makah Whaling Decision Reversed-But Court Ruling May Not Stop Hunting.” *Seattle Post-Intelligencer*, June 10, 2000. <<http://seattlepi-i.nwsourc.com/local/makah10.shtml>> Accessed January 6, 2001.
- 31) 注 30) Hal Bernton and Lynda V. Mapes の文章による。
- 32) 注 22) 参照。
- 33) Elizabeth Murtaugh, “Groups Sue in Bid to Stop Whale Hunts.” *Seattle Times*, January 11, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020111&slug=makah11m>> Accessed August 16, 2012.
- 34) Hal Bernton, “Injunction Is Sought to Halt Tribe’s Spring Hunt.” *Seattle Times*, April 16, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020416&slug=ruling16m>> Accessed August 16, 2012.
- 35) Elizabeth Murtaugh “Activists Ask Judge to Block Whale Hunt.” *Seattle Times*, May 2, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020502&slug=makah02m>> Accessed August 16, 2012.
- 36) Elizabeth Murtaugh, “Whale Hunting on Hold; Makah Ordered to Delay 10 Days.” *Seattle Times*, May 4, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020504&slug=makah04m>> Accessed August 16, 2012.
- 37) Peggy Anderson, “Attempt to Stop Whaling Rejected: Judge Rules against Bid to Block Makahs.” *Seattle Times*, May 18, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020518&slug=makah18m>> Accessed August 16, 2012.
- 38) The Associated Press, “Activists Ask Court to Halt Whale Hunt.” *Seattle Times*, June 1, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020601&slug=makah01m>> Accessed August 16, 2012.
- 39) David Fisher, “Court Again Rejects Effort to Prevent Whale Hunt.” *Seattle Post-Intelligencer*, June 8, 2002. <http://seattlepi.nwsourc.com/local/73855_makah08.shtml> Accessed February 1, 2003.
- 40) The Associated Press, “Makahs Can Resume Gray-Whale Hunting, Judge Rules.” *Seattle Times*, August 9, 2002. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20020809&slug=makah09m>> Accessed August 16, 2012.
- 41) J. Patrick Coolican, “Tribe Wants to Keep Whaling Despite Losing Court Appeal.” *Seattle Times*, December 2, 2003. <<http://community.seattletimes.nwsourc.com/archive/?date=20031202&slug=whales02m>> Accessed August 16, 2012; Lewis Kamb, “Court Rebuffs Makah’s Appeal over Whaling.” *Seattle Post-Intelligencer*, June 8, 2004. <<http://www.seattlepi.com/default/article/Court-rebuffs-Makah-s-appeal-over-whaling-1146681.php>> Accessed August 16, 2012.
- 42) 注 41) Lewis Kamb の文章による。
- 43) National Oceanic and Atmospheric Administration (NOAA), “Chronology of Major Events Related to Makah Tribal Whale Hunt.” <<http://www.nwr.noaa.gov/Marine-Mammals/Whales-Dolphins-Porpoise/Gray-Whales/>>

- upload/Makah-Chronology.pdf.> Accessed May 11, 2012.
- 44) *Marine Mammal Protection Act of 1972 as Amended*, 16 U.S.C. 1361 note. あわせて Coté (2010: 187–188), Roghair (2005: 203) も参照のこと。
 - 45) 注 43) および Renker (2012: 59)。
 - 46) Lynda V. Mapes, “Makah Tribe Officials Dismayed over Whale Kill; Whaler Captain Has No Regret.” *Seattle Times*, September 9, 2007. <http://seattletimes.nwsouce.com/html/localnews/2003876639_webwhale09.html> Accessed August 19, 2012; The Associated Press, “Makah Leaders to Meet with Congressional Delegation.” *Seattle Times*, September 10, 2007. <http://seattletimes.nwsouce.com/html/localnews/2003878034_webmakah10m.html> Accessed August 19, 2012.
 - 47) Mike Lewis and Paul Shukovsky, “Tribe Vows Prosecution for Killing of Whale.” *Seattle Post-Intelligencer*, September 10, 2007. <http://seattlepi.nwsouce.com/local/331060_whale10.html> Accessed October 15, 2007.
 - 48) Seattle Times Staff, “Makah Tribal Member in Illegal Hunt Issues Statement.” *Seattle Times*, September 14, 2007. <http://seattletimes.nwsouce.com/html/nationworld/2003884700_webwhalestatement.html> Accessed July 5, 2012.
 - 49) Lynda V. Mapes, “Grand Jury Indicts 5 Makahs in Illegal Whale Hunt.” *Seattle Times*, October 4, 2007. <http://seattletimes.nwsouce.com/html/localnews/2003925167_webwhale04m.html> Accessed August 19, 2012.
 - 50) Lynda V. Mapes, “2 Makahs to Serve Time for Illegally Killing Whale.” *Seattle Times*, July 1, 2008. <http://seattletimes.nwsouce.com/html/localnews/2008026795_makah01m.html> Accessed May 21, 2012.
 - 51) 注 4) 参照。
 - 52) Paul Gottlieb, “U. S. Halts Makah Whaling Study after Seven Years over ‘New Scientific Information’.” *Peninsula Daily News*, May 23, 2012. <<http://www.peninsuladailynews.com/article/20120523/NEWS/305239987/us-halts-makah-whaling-study-after-seven-years-over-new-scientific>> Accessed June 14, 2012.
 - 53) コートは本件にかかる法手続き過程を次のように説明している。第 9 連邦巡回控訴裁判決で確定された必要な手続きを終えた後、行政法判事が全ての書類を精査し、『海洋哺乳類保護法』と『環境政策法』に従っているか否かを決定する。この手続きが終了後、判事は勧告を行い、第 9 連邦巡回控訴裁判がその勧告を受諾するか否かを決定する (Coté 2012: 191)。
 - 54) Brad Wong, Mike Barber and Paul Shukovsky, “Whale Dies after Shooting, Harpooning by Makah.” *Seattle Post-Intelligencer*, September 9, 2007. <http://seattlepi.nwsouce.com/local/330946_whale08.html> Accessed October 15, 2007.

文献

Arima, Eugene and Alan Hoover

2011 *The Whaling People of the West Coast of Vancouver Island and Cape Flattery*. Victoria, BC: Royal BC Museum.

Collins, Cary C.

1996 Subsistence and Survival: The Makah Indian Reservation, 1855–1933. *Pacific North Quarterly* 87(4): 180–193.

Colson, Elizabeth

1953 *The Makah Indians: A Study of an Indian Tribe in Modern American Society*. Manchester: Manchester University Press.

Coté, Charlotte

2010 *Spirits of Our Whaling Ancestors: Revitalizing Makah and Nuu-chah-nulth Traditions*. Seattle and London: University of Washington Press.

D’Costa, Russel C.

2005 Reparations as a Basis for the Makah’s Right to Whale. *Animal Law* 12: 71–97.

- Dougherty, John
- 2001 Resurrection: After a 70-year Hiatus and a Confrontation with the World, the Makah Tribe Resumes Its Communion with the Gray Whale. *SF Weekly*, July 1, 2001. <<http://www.sfweekly.com/content/printVersion/312202/>> Accessed June 1, 2012.
- Erikson, Patricia Pierce
- 1999 A-Whaling We Will Go: Encounters of Knowledge and Memory at the Makah Cultural and Research Center. *Cultural Anthropology* 14(4): 556–583.
- Firestone, Jeremy and Jonathan Lilley
- 2005 Aboriginal Subsistence Whaling and the Right to Practice and Revitalize Cultural Traditions and Customs. *Journal of International Wildlife Law and Policy* 8: 177–219.
- 藤田尚則
- 2012 『アメリカ・インディアン法研究（I）－インディアン政策史－』東京：北樹出版。
- Gaard, Greta
- 2001 Tools for a Cross-Cultural Feminist Ethics: Exploring Ethical Contexts and Contents in the Makah Whale Hunt. *Hypatia* 16(1): 1–26.
- van Ginkel, Rob
- 2004 The Makah's Whale Hunt and Leviathan's Death: Reinventing Tradition and Disputing Authenticity in the Age of Modernity. *Etnofoor* 17(1/2): 58–89.
- 浜口 尚
- 2005 「海の蛮人騒動記－シー・シェパードによる鯨・イルカ類追い込み漁仕切り網切断事件をめぐって－」『園田学園女子大学論文集』第39号、41–52頁。
- Henderson, David A.
- 1984 Nineteenth Century Gray Whaling: Grounds, Catches and Kills, Practices and Depletion of the Whale Population. In Mary Lou Jones, Steven L. Swartz and Stephen Leatherwood (eds.), *The Gray Whale: Eschrichtius robustus*. Orland, FL: Academic Press, pp.159–186.
- Huelsbeck, David R.
- 1988 Whaling in Precontact Economy of the Central Northwest Coast. *Arctic Anthropology* 25(1): 1–15.
- 石川 創
- 2011 『クジラは海の資源か神獣か』（NHK ブックス 1172）東京：NHK 出版。
- IWC (International Whaling Commission)
- 1997 Chairman's Report of the Forty-Eighth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 47: 17–55.
- 1998 Chairman's Report of the Forty-Ninth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 48: 17–51.
- 2009 Chair's Report of the 60th Annual Meeting. *Annual Report of the International Whaling Commission 2008*: 5–46.
- 鎌田 遵
- 2009 『ネイティブ・アメリカン－先住民社会の現在－』（岩波新書新赤版 1172）東京：岩波書店。
- Marker, Michael
- 2006 After the Makah Whale Hunt: Indigenous Knowledge and Limits to Multicultural Discourse. *Urban Education* 41(5): 482–505.
- MCRC (The Makah Cultural and Research Center)
- 1987 *Portrait in Time: Photographs of the Makah by Samuel G. Morse, 1896–1903*. Neah Bay, WA: The Makah Cultural and Research Center.

Miller, Richard

1952 Neah Bay: The Makah in Transition. *Pacific North Quarterly* 43(4): 262–272.

宮下富夫・岡村 寛

2010 「ミンククジラ オホーツク海－西太平洋」『平成 21 年度国際漁業資源の現況』水産庁・水産総合研究センター、5 pp. <http://kokushi.job.affrc.go.jp/H21/H21_48.pdf> Accessed April 14, 2011.

大越健嗣

2008 「浮く鯨と沈む鯨－その分解過程から推定される異なった鯨骨生物群集の成立プロセス－」『海洋』40(5): 311–316.

Pascua, Maria Parker

1991 Ozette: A Makah Village in 1491. *National Geographic* 180(4): 38–53.

Renker, Ann M.

2012 *Whale Hunting and the Makah Tribe: A Needs Statement*. IWC/64/ASW 4, 108 pp.

Roghair, David L.

2005 *Anderson v. Evans*: Will Makah Whaling under the Treaty of Neah Bay Survive the Ninth Circuit's Application of the MMPA? *Journal of Environmental Law and Litigation* 20: 189–211.

Sepez, Jennifer

2008 Historical Ecology of Makah Subsistence Foraging Patterns. *Journal of Ethnobiology* 28(1): 111–134.

Sullivan, Robert

2000 *A Whale Hunt: Two Years on the Olympic Peninsula with the Makah and Their Canoe*. New York: Scribner.

Swan, James G.

1870 *The Indians of Cape Flattery, at the Entrance to the Strait of Fuca, Washington Territory*. Washington City: Smithsonian Institution (Kessinger Legacy Reprints).

Waterman, T. T.

1920 *The Whaling Equipment of the Makah Indians*. Seattle: University of Washington Press (Nabu Public Domain Reprints).

[はまぐち ひさし 文化人類学]